

定款

株式会社FHTホールディングス

株式会社FHTホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社FHTホールディングスと称し、英文にて FHT holdings Corp.と表記する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社及び外国の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) コンピューター、通信機器及び周辺機器のソフトウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (2) コンピューター、通信機器及び周辺機器のハードウェアの開発、製造、輸出入及び販売
- (3) コンピューター、通信機器及び周辺機器のリース
- (4) 情報通信システム・ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務ならびにシステム・ソフトウェアの操作に関する教育
- (5) インターネット等を利用した通信販売業、情報の収集・処理・提供及び販売システムの企画、運営ならびに代金決済システムの運用、管理及び導入代行業務
- (6) 情報通信関連事業への投資ならびにこれら企業の合併、提携、事業譲渡、資本参加等に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
- (7) 電気通信事業
- (8) 経営ならびに販売推進等に関するコンサルティング業務
- (9) 広告及び広告代理業務
- (10) コールセンター業務（電話受信発信事務代行業）
- (11) イベント・旅行等の企画・運営
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 古物の売買
- (14) 有料職業紹介業
- (15) 通信機器、電子部品及び家庭用電気製品の製造及び販売
- (16) インターネットショッピングモールの運営、関連する輸出入サービス及び物流サービスの提供
- (17) 工業所有権、著作権等の知的所有権の取得及び使用許諾に関する業務ならびに知的所有権取得及び技術指導に関するコンサルティング業務
- (18) インターネットを利用した映像、音楽等の情報提供サービスの企画、運営ならびに映像、音楽

作品の販売、音楽楽曲の利用開発

- (19) 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作、出版及び販売
- (20) 電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理
- (21) 有価証券の保有、運用及び管理
- (22) 環境事業及び環境事業に関するコンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負
- (23) LED、太陽光発電等省エネルギーのための設備、資材、機器及び部品の販売及び販売代理業務
- (24) 娯楽機器の卸小売、リース及びレンタル業務
- (25) 運送サービスの卸小売業務
- (26) 消費財の卸小売業務
- (27) ビルメンテナンス業及びビルの管理業務に関するコンサルタント業務
- (28) 建築物の清掃及び保守、管理
- (29) 不動産事業及び不動産事業に関するコンサルティングならびに不動産のプロパティマネジメントに関する業務の受託または請負
- (30) 機械式駐車設備工事の請負、施工及び保守点検、修繕工事及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (31) ファイナンス事業及びファイナンス事業に関するコンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負
- (32) 建築工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事の請負・施工・設計・工事監理及びそれらの仲介・斡旋・コンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負
- (33) フランチャイズチェーンの加盟店募集及び加盟店の指導業務
- (34) ネイルスクール及びネイルサロン、エステサロンの経営
- (35) アパレル製品、ファッショングoods、化粧品、ネイル用品、食料品、日用雑貨品の企画、製造、販売及び輸出入業務
- (36) 再生可能エネルギー等を利用した発電ならびに電気の供給事業及び再生可能エネルギー等を有効利用した事業に関するコンサルタント業務
- (37) 再生可能エネルギー発電設備及びシステム、蓄電設備、その関連商品の設計、施工、仕入れ、販売、賃貸、リース、管理及び保守
- (38) 自動車用蓄電池の再生・流通に関する企画、開発、販売、施工、リース、レンタル及びこれらのコンサルティングに関する業務
- (39) 再生医療等の先端医療分野における医業コンサルタント事業

- (40) 医薬品、医薬部外品、毒物・劇物、工業薬品、農薬、医療機器、衛生用具、健康用器具、介護用品、介護用具、動物用医薬品、日用品雑貨、家庭用雑貨、育児用品、健康食品、サプリメント、スキンケア、ヘアケア商品、化粧品等の研究開発、製造、販売及び輸出入
- (41) 医療器具及び医療施設のリースならびに開業支援
- (42) 薬局、薬店、ドラッグストア経営
- (43) 先端医療技術の開発及び治療用細胞加工等の細胞医療支援事業
- (44) バイオテクノロジー研究開発支援業務
- (45) 医療、医薬品研究開発に関する情報の収集及び提供
- (46) 不動産の売買、賃貸借、管理及びその仲介
- (47) 農水産物の生産、加工および販売
- (48) 前各号に附帯する一切の業務

第2項 当会社は、前項各号の事業又はそれらに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都台東区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、385,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第2項 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で

開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会開催地)

第16条 当会社の株主総会は、東京都及び全国道府県の道府県庁所在地のいずれかをその開催地とする。

(招集者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

第2項 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、ほかの取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第2項 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

第2項 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

第2項 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第22条 取締役は、株主総会において選任及び解任を行う。

第2項 取締役の選任及び解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3

分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第3項 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第2項 取締役会は、その決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名を置くことができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

第2項 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、ほかの取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第2項 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数をもつて取締役会の定足数とする。

第2項 取締役会の決議は、取締役会規程で別段の定めのある場合を除き、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

第3項 決議する事項につき特別の利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載

又は記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

第2項 取締役会の議事録は、その原本を議事の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第2項 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第33条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(選任方法)

第34条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第2項 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第3項 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第4項 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までと

する。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会開始の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第2項 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第2項 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期が満了する定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第46条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第2項 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項に定める会計監査人の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(期末配当)

第48条 当会社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第2項 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけないものとする。

附則

第1条 定款第3条（本店所在地）の変更は、2022年4月1日までに開催される取締役会において決定するものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第2条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（株主総会資料の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本状の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後、これを削除する。

定款変更履歴

2009年05月01日	新設分割に伴い訂正
2010年03月29日	第2条目的追加及び第6条変更
2011年03月29日	第2条目的追加、第3条変更及び第6条変更
2011年12月27日	第3条変更及び第6条変更
2012年03月29日	第2条目的変更及び第6条変更
2013年03月28日	第2条目的追加及び変更
2013年04月01日	第1条商号変更
2013年12月24日	第2条目的追加及び第6条変更
2014年01月01日	第6条変更及び第7条、第8条、第9条追加
2014年03月27日	第2条目的追加、第6条変更及び第22条変更
2014年04月01日	第1条商号変更
2014年12月25日	第2条目的追加及び第6条変更
2015年03月26日	第2条目的追加、第3条変更及び附則追加
2015年04月01日	附則削除
2016年03月29日	第32条取締役の責任免除及び第42条監査役の責任免除変更
2018年03月29日	第3条変更及び附則追加
2018年04月01日	附則削除
2019年03月28日	第1条商号変更、第3条変更、第6条変更及び附則追加
2019年04月01日	附則削除
2022年03月24日	第2条目的変更及び附則追加